

令和8年度事業実施計画

I 重点事項

1 診療報酬等における審査業務の充実・強化等に向けた取組

(1) 審査業務の充実・強化と審査担当職員の資質向上

診療報酬等の審査を行う診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査委員が医学的審査に専念できるよう、審査担当職員によって審査を完結する「審査事務付託項目」の拡充を更に進めるなど、より効率的かつ効果的な審査の実施に向けて引き続き取り組む。

また、審査担当職員のスキル向上を図るため、事務処理能力の向上や専門的知識の習得を目的とした研修等を実施するとともに、中長期的な視点に立ち、若手・中堅職員を中心とした審査担当職員の育成・確保に向けた具体的方策を継続的に検討・実施する。

(2) 再審査の効率的な処理

再審査（二次審査）における保険者からの申出件数は増加傾向にあり、審査委員の業務負担が年々増大している。そのため、審査委員の負担を軽減する方策を検討し、実現可能な取組から順次実施する。

併せて、従来から実施している保険者のレセプト点検員に対する研修会等において、原審事例等を保険者へ広く周知し、効率的な再審査申出につながるよう引き続き取り組む。

(3) あはき療養費等における適正な審査の実施と事故防止対策等への取組

療養費審査委員会における審査委員間の連携を更に強化し、引き続き活発な意見交換の場ともなるよう、定期的に打ち合わせ会を開催し、適宜審査方針等を協議したうえで、必要な見直しを行うなど、より適正かつ公平な審査に繋がるよう取り組む。

本会が行う海外療養費における処理過程において、標準額の算出誤りが発生したことを受け、人的ミスを防止するため、標準額のマスタ更新を年次作業で行うとともに、同一疾病における標準額が年度ごとに乖離しないような算定方法について神奈川県（以下「県」という。）・保険者等と協議する。

また、保険者等へ提供する審査結果についても、より明確な標準額等を提示するよう、表記の仕方を見直し・工夫する。

なお、各種療養費業務に対する協議等を行う場として、引き続き「療養費事務担当者会議」を開催し、県・保険者等と当該業務に対する情報の共有・理解を深めるとともに、本会における療養費業務の運用方法全般について、包括的な見直しに着手するほか、新

たなシステムの導入も視野に入れ、当該業務における効率化と事故防止対策に鋭意取り組む。

(4) 柔道整復施術療養費の適正な請求に向けた取組

令和7年度から施術機関に対する注意喚起（通知文）の対象項目を追加し拡充したほか、審査委員に対して「多部位」「往療」の占める割合が多い施術機関を抽出しランキング形式で取りまとめた補助的な資料の提供を開始した。

令和8年度においても、これらの取組の定着化を図るとともに、例えば審査委員へ配布する補助的な資料の項目を更に追加するなど、不正・不当な請求を発見するための対策を強化していく。

また、請求内容に疑義が多い施術機関に対しては面接確認を行い、面接確認後も請求内容に改善が見られない場合は、必要に応じて県及び関係団体とも連携を図りながら具体的な対応策を検討する。

(5) 療養費における支給の適正化に向けた保険者等への支援と効率的な業務運用の実施

療養費の二次点検及び患者調査については、引き続き支給の適正化を図る観点から、県や保険者等と協議しながら、二次点検後の保険者等における確認作業、過誤処理及び患者調査後の患者照会が確実に実施できる環境整備の支援に引き続き努めるとともに、必要に応じて業務運用の見直しとシステム化にも取り組む。

2 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく取組

本会の基幹システムである国保総合システムについては、令和3年3月に厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が策定・公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、2段階に分けて更改作業を実施することになっており、当該システムのクラウドへの移行及び受付領域を支払基金と共同利用する第一段階の開発については、令和6年3月に終了した。

また、審査基準の統一化に向けた取組については「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」に基づき、国保内の審査基準の統一を令和6年度に概ね完了し、現在は支払基金との統一化に向けた作業に鋭意取り組んでいる。

以下、令和8年度に本会が取り組む「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく対応は次のとおり。

(1) 「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」に基づく対応

審査基準の統一化に向けた取組については、引き続き厚生労働省、国保中央会及び支払基金による協議の動向を注視し、審査委員会と必要な情報の共有・連携を図りながら、統一化に向けた取組を確実に実施する。

その際、全国的な統一化に伴い、従来から本県が採用していた審査基準から変更となった診療行為等について、査定対象となる可能性がある診療行為等を請求している医療機関に対しては事前に通知するなど、適正な請求を促していく。

また、支払基金とのコンピューターチェック（CC）の整合性の実現に向けて、審査支払システムの支払基金との共同開発・共同利用の協議が進められる中で、更なる「CCの精緻化」の検討が行われることから、引き続き厚生労働省や国保中央会等の動向を注視する。

(2) 審査領域を共同開発・共同利用するためのシステム更改に向けた取組

国保総合システムにおける審査領域の支払基金との共同開発・共同利用するための第二段階の開発については、令和7年9月に厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者間で取りまとめられた「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき、システムの開発要件や費用負担の在り方等の具体的な検討が進められる。併せて、先進技術を活用した審査の高度化や事務共助業務の効率化等に向けて、審査業務へのAI活用の調査・研究も並行して行われるため、それらの検討状況を注視し、その結果については適宜保険者等に対して説明・共有する。

また、システム開発に伴い、業務の効率化や開発費用の抑制などにつなげるため、審査支払業務の全国的な統一化・標準化(又は平準化)に向けて、審査委員会や保険者等の意向等も十分汲み取りながら取り組む。

3 国保制度の安定的・効率的な運営等に向けた支援

(1) 国保保険料（税）収納率向上に向けた取組

県内全体の収納率の底上げと各市町村における収納率目標達成のため、県と連携・共同し、市町村の意見やニーズ、役職、経験年数などの要素を最大限に考慮した各種研修会の実施や徴収アドバイザーの派遣事業などを通じて、市町村を支援する。

(2) 資格確認書の発行に伴う業務支援

令和7年度に保険者が一斉交付した資格確認書については、本会が保険者へ実施した資格確認書作成業務の委託希望調査結果に基づき、令和9年度の一斉交付に向けて、保険者の事務負担軽減に資するよう、必要な各種調整を進める。

(3) 国保総合システムの最適化の推進

国保総合システムの最適化に伴う標準機能・帳票の廃止（令和10年1月廃止）への対応については、保険者への使用状況調査を基に、代替ツールの説明や代替運用の提案を行う。

また、外付け機能についても保険者への調査を実施し、廃止可能な機能・帳票を確認・整理する。

(4) 市町村が行うシステムの標準化に対する支援

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき市町村が実施する市町村事務処理標準システム又は標準準拠化システムへの移行については、引き続き実施状況やニーズを把握するとともに、システム移行に伴う本会業務への影響を確認するなど、実態に即した各種支援を行う。

(5) マスメディア等を活用した広報・周知の取組

① マスメディアを活用した国保制度・介護保険制度等におけるPR広告については、本会に設置する広報委員会で実施した「令和8年度の広報事業に向けたアンケート」の結果を踏まえ、新たにSNS（YouTube）によるPR広告の実施を含めた、より効果的な周知・広報活動に取り組む。

② 本会が行う事業の多様化への対応や、閲覧ユーザーの利便性向上に資することを目指し、本会ホームページの全面リニューアルに取り組む。

その際、必要な情報が速やかに掲載・公開できるよう、現行の作業手順（委託業者を介した作業）を見直し、本会職員が直接ホームページにアップロードできるよう機能改善を図る。

併せて、部署ごとの更新権限の設定や更新時のチェック体制を整備するなど、迅速性と事故防止が両立するよう管理体制を抜本的に見直す。

4 高齢者医療に係る各受託業務の円滑な実施

(1) 広域連合標準システムの安定稼働に向けた取組

後期高齢者医療広域連合電算処理標準システム（以下「広域連合標準システム」という。）の安定稼働に向けた取組においては、令和7年3月のクラウドリフト以降、夜間処理の長時間化が月に数日発生する状況であることから、オンラインの開局遅延により市町村業務へ支障が生じないように、月次のスケジュール調整などの支援等を継続して行うとともに、根本的な解決策についても、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び国保中央会と調整を図りながら検討を進める。

(2) 資格確認書の発行に伴う業務支援

被保険者証の廃止に伴う資格確認書の取り扱いについて、広域連合の方針により、有効期限を2年としたことから、広域連合標準システムの標準的な運用と異なる対応が必要となることも想定し、必要に応じて広域連合の意向に沿ったカスタマイズ開発を行うなど、システム運用面での対応を中心に広域連合及び市町村の資格確認書の発行業務等に対して支援する。

(3) 給付関連業務及び資格過誤点検業務の円滑な実施

給付関連業務における療養費の処理期間短縮化に向けた取組について、引き続き広域連合及び本会関係部署間における必要な検討・調整を進めたいとあわせて、作業手順の見直しなど、支給決定までの期間が短縮できる具体的な対応策を順次実施する。

また、資格過誤点検業務については、マイナ保険証の普及率によって今後処理件数が減少に転じる可能性がある一方、前述したとおり、資格確認書の有効期限を2年としたことから、令和8年10月から負担割合相違のエラー件数が大幅に増加することが見込まれるため、一時的に人員を増やすなど、繁忙期でも滞りなく処理が行えるよう体制を整備する。

5 介護保険及び障害者総合支援に係る各種業務支援等の取組

(1) 新たに稼働する介護情報基盤への対応

国が推進する介護情報基盤の円滑な稼働に向けて、介護事業所が利用するために必要となる介護保険資格確認等WebサービスのログインID・パスワードの発行業務を適切に行うなど、介護DXの取組を引き続き支援する。

また、介護情報基盤の整備・実施主体となる介護保険者の全てが稼働を開始する令和10年4月に向けて、各介護保険者における課題を把握したうえで、当該情報を活用するための具体的な支援策を検討する。

(2) 介護給付適正化事業への支援

介護給付費の適正化に向けた取組として、引き続き「介護と医療の突合点検」及び「縦覧点検」について、過誤対象の判定結果を介護保険者及び広域連合へ報告するとともに、介護保険者の事務負担を軽減するため、本会が過誤申立情報の代行入力及び登録を行う。

また、ケアプランの分析や給付実績情報の活用方法などへの助言を目的とした巡回支援についても引き続き実施する。

(3) 介護サービスに係る苦情相談への対応

本会が受付した介護サービスに係る苦情や相談への対応については、本会に配置する「介護サービス苦情調査員」を中心に迅速かつ的確に対応するとともに、苦情申立に係る調査等に関しては、介護や福祉、医療の分野に精通した「介護サービス苦情処理委員」3名で構成する「介護サービス苦情処理委員会」をこれまでどおり週1回開催し、事業者が提供する介護サービスの質の向上に資するために必要な指導や助言など、適切かつきめ細やかな対応に努める。

また、市町村が行う介護サービスに関する苦情対応を適切に処理するため、法曹関係者や行政経験者を講師とした「介護保険サービス苦情処理事務担当者研修会」を引き続き開催する。

(4) 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムのクラウドリフト後の対応

国保中央会が作成したシステム計画に基づく標準システムに関し、次のライフサイクルとなる令和13年度までに実施される予定のクラウドネイティブ化、クラウドシフト化及びクラウドスマート化の構築に向けたそれぞれの検討状況を踏まえ、本会が独自に開発・保有する関連システムの安定稼働を最優先としたうえで、国保中央会と連携を図り、システムの標準化、最適化及び稼働環境の変化に対応するよう取り組む。

(5) 令和9年度報酬改定への対応

令和9年度の報酬改定への対応については、社会保障審議会障害者部会及び子ども家庭審議会障害児部会等において取りまとめられる改定内容を速やかに収集したうえで、事業所が行う請求事務への対応など、必要な準備を遺漏なく行う。

(6) かながわシステムにおけるオンプレミス機器の更改対応

本県が独自開発した「かながわシステム」におけるオンプレミス機器の更改及び改修等への対応については、市町村に対する作業負担を考慮したうえで、現行システムの稼働に影響がないよう、適切な時期に必要な作業を確実に実施する。

6 医療費適正化の推進等、保険者支援の充実・強化の取組

(1) 第三者行為求償事務の充実・強化

交通事故を中心とした第三者行為求償事務について、損害賠償金に係る収納額の増加と早期収納に引き続き取り組む。

また、第三者行為の発見と傷病届等の関係書類の早期提出に結び付くよう、引き続き「交通事故対象レセプト調査一覧」「傷病原因調査票」の提供を保険者等に行うほか、研修会や巡回相談を行い、本県における求償事務処理体制の強化・支援に努める。

改正された国保法第64条に基づき、都道府県は市町村から一定の要件に該当する求償案件の委託を受けることができるようになったことを踏まえ、県と連携を密にしながら、本会として必要な対応や具体的な役割等について引き続き検討を進める。

(2) 後発医薬品の使用促進を通じた支援

県が策定した国保運営方針に基づき、また、保険者努力支援制度における市町村の実績評価を考慮し、国の指標値に達していない保険者を重点に後発医薬品差額通知書の作成や関連帳票の活用方法の説明・周知等を通じて、保険者が実施する医療費適正化の取組を継続的に支援する。

(3) データヘルス計画等に基づく取組への支援

保険者等のニーズを踏まえた、より効果的な各種保健事業の支援にあたっては、保険者等が実施する第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）に基づき、総合的な支援を継続的かつ重点的に実施し医療費の更なる適正化を後押しする。

また、令和8年度は第3期データヘルス計画の中間評価年度にあたるため、保険者等で実施する中間評価の結果がその後の事業継続に有用となり円滑に進められるよう支援・評価委員会を通じて支援する。

(4) 糖尿病性腎症重症化予防事業への支援

循環器病の発症予防や人工透析への移行を防止するとともに、医療費の適正化を図ることを目的に、県が令和7年度からモデル事業として開始した「循環器病CKD重症化予防事業」に関して、国保データベース（KDB）システムを利用した「対象者抽出作業」を実施し支援する。

7 その他新たな業務支援等の取組

(1) 予防接種のデジタル化への対応

予防接種のデジタル化への対応については、市町村が策定し厚生労働省へ提出したデジタル化に向けた「事業計画書等」から対応状況を把握したうえで、県と連携し、県下一斉での運用開始を目指し、契約手続き等の準備を進める。

また、国保中央会から提供される各種資料を精査し、本会で業務運用を開始するにあたり必要となるカスタマイズ機能の構築等を検討するなどの準備・情報収集を遺漏なく行う。

(2) 正常分娩が「保険適用化」された場合などへの対応

国で検討が進められている出産一時金の保険適用化や医療費助成における対象範囲の更なる拡大などの制度改正等を伴う対応については、その影響範囲を検討・特定したうえで、必要に応じて本会における事務処理体制の見直しなどに着手する。

(3) 特定健診等データ管理システムにおけるクラウド移行後への対応

令和8年2月に実施する特定健診等データ管理システムの機器更改により、システム運用環境がクラウド化されることに伴い、保険者サービスに不具合や遅延が発生することのないよう安定したシステム運用に努め、円滑なシステムサービスを継続して提供する。

(4) 国が進める国保連合会を活用した自治体支援策に対する取組

厚労省は令和7年11月27日の社会保障審議会医療保険部会において、人口減少に伴う自治体の人材不足への対応策として、国保連合会の役割を強化したうえで一定の事務を新たに委ね、自治体の負担を減らす方針を示した。

また、同年12月1日同審議会介護保険部会及び12月8日障害者部会等においても、都道府県の負担軽減と事務の効率化を図る観点から、国保連合会が担う介護・障害福祉関連業務の範囲を拡大するための法改正を検討する方針が示された。

本会は、こうした国や自治体のニーズにも的確に対応できるよう、国保中央会と連携を図り、今後の協議の状況を注視するとともに、県内自治体の意向等も十分汲み取ったうえで、必要な体制整備に向けた準備を遺漏なく行っていく。

8 経費節減の推進と財源確保の取組及び適正な会計事務の遂行

(1) 国庫補助獲得に向けた要請活動とITコンサルタントの活用

医療DX推進の柱の1つとして重要なインフラでもある国保総合システムにおける支払基金との審査領域の共同開発に係る費用や保守・運用費を賄うための財源については、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国保中央会や全国の国保連合会と足並みを揃え、要請活動を実施する。

また、本会が独自に関発するシステムについては、ITコンサルタント等専門家による見積精査（見積書の妥当性評価）等を通じて、引き続きコスト削減に努める。

(2) 積立資産を活用した財源確保の取組

審査支払システムの共同開発に係る費用を含めたシステム関連経費等の増大による審査支払手数料単価の急激な引き上げを抑制するため、積立資産を活用した財源確保の取組として、保険者等の理解を得ながら、適正かつ計画的にICT等積立資産による積立を有効活用する。

(3) ペーパーレス化の取組の推進

事務スペースの確保及び業務の更なる効率化と経費節減の取組を推進するため、紙媒体として保管・管理する事務文書や管理簿等を順次電子データ化するとともに、電子データ化後に不要となった紙媒体の処分（廃棄等）を計画的に実施する。

(4) 適正で透明な会計事務の確保

本会監事監査規則に則り、税理士による例月検査を通じて、事業の実施状況及び前月の出納状況の検査を毎月行うとともに、年2回の定例検査並びに本会監事による決算審査等を年3回実施し、適正で透明な会計事務の遂行に努める。

また、本会が保険者等から委託を受けて行う業務について、令和6年4月1日施行の法人税法施行令の一部改正を踏まえ、引き続き実費弁償による適正な財政運営の遂行に努める。

9 職員の適正配置と働きやすい職場の環境づくり

(1) 職員の適正配置と定年制度等の適正な運用

「第2次年度別職員配置（増減員）計画」に基づき、業務実態に見合った効率的かつ適正な人員配置が行えるよう、一定の新規採用職員を計画的に確保するとともに適正な職員定数の管理に引き続き努める。

また、専門的な知識や経験等が豊富な高齢期職員を最大限活用するため、定年引き上げ制度を適正に運用するとともに、安定した労働力を確保する視点から70歳まで就業機会が確保できるよう雇用に関する規定等を整備する。

(2) 働きやすい職場の環境づくり

誰もが働きやすい職場の環境づくりに向けて、職場内における良好な人間関係（コミュニケーション）の維持・構築の取組を推進するため、職員相互の理解を深めることを目的とした全職員参加型の研修（チームビルディング等）を実施する。

また、育児・介護のための両立支援制度の利用促進に向けて、職員向け説明会等を開催し、制度の周知・啓発に努めるとともに、取得時における職員間の協力体制を構築するなど、両立支援制度を利用しやすい職場環境の構築を目指す。

10 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策については、引き続き国際規格に準拠したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の体制の下で、規格「JISQ27001:2023（ISO/IEC27001:2022）」における管理策や要求事項の浸透・定着を図るとともに、本会職員の更なるセキュリティ意識の向上に取り組む。

とりわけ、本会は多くの要配慮個人情報を取扱っていることから、セキュリティ事故の防止対策を徹底するなど、引き続き適切な情報管理に努める。

(2) 危機管理対策の推進

業務継続計画（BCP）の一環として、関東甲信静地区内（1都9県）の国保連合会で毎年実施している「災害時広域支援協定」に基づく情報連携訓練等を通じて、災害発生時の連携体制を確認するとともに、災害発生時に各種審査支払業務を継続するため、必

要に応じて業務継続計画（BCP）を見直し、その実効性が担保されるよう取り組む。

（３） 国保会館の老朽化対策及び設備機器更新の計画的な実施

「国保会館」の老朽化対策の一環として、令和7年度から令和9年度までの3年間で全熱交換器等の機器交換作業を終了することとしており、引き続き安全対策には万全を期したうえで、業務に支障が生じないように、計画的に当該工事を実施する。

また、湧き水によって腐食が進んでいる立体駐車場駆動装置配管の交換作業をはじめ、既に耐用年数を迎えている「国保会館」の給排気ファンの整備工事、中央監視システム更新工事等についても順次実施する。

Ⅱ 事業内容

1 診療報酬等（国保、後期高齢者医療、公費負担医療）審査支払業務の円滑な遂行

(1) 審査支払業務

ア 国保総合システム（審査支払系）・後期高齢者医療請求支払システムの安定的な運用	随 時
イ 審査支払事務の効率化の推進	随 時
ウ 審査支援システムによる審査共助の推進	随 時
エ 診療報酬等オンライン請求システムの円滑な運用	随 時
オ 療養費の適正な審査と正確な支払業務の遂行	随 時
カ 審査結果照会システムを活用した審査事務共助の充実	随 時
キ 審査委員と審査担当職員の情報共有及び連携の強化	随 時

(2) 審査委員会等の開催

ア・診療報酬審査委員会	毎 月
・診療報酬再審査部会	毎 月
・診療報酬審査専門部会	毎 月
・診療報酬審査運営委員会	1 回
イ 柔道整復施術療養費審査委員会	毎 月
ウ 療養費審査委員会	毎 月
エ 常務処理審査委員会	毎 月

(3) レセプト点検事務の支援

随 時

(4) 療養費に関する保険者支援

ア 療養費適正化関係業務	毎 月
イ 海外療養費不正請求対策に関する業務	随 時

(5) 診療報酬支払資金の融資

随 時

(6) 各種打合せ会議等

ア 公費負担医療に関する事務打合せ会議	随 時
---------------------	-----

イ	医療関係団体との打合せ会議	随	時
ウ	県医師会・支払基金・国保連合会連絡会議	1	回
エ	神奈川県診療報酬適正化連絡協議会	2	回
オ	療養費事務担当者会議	1	回

2 共同処理事業の効率的・効果的な推進

(1)	国保総合システム（保険者サービス系）の安定的な運用	随	時
(2)	国保情報集約システムの安定的な運用	随	時
(3)	特定健診・特定保健指導の支払業務の円滑な運営	毎	月
(4)	出産育児一時金の直接支払業務の円滑な運営	毎	月
(5)	第三者行為求償事業の適切かつ効果的な運営	随	時
(6)	保険者事務電算共同処理委員会の開催	随	時
(7)	医療費分析資料の作成（医療費の動向、診療報酬確定額・諸率等）	随	時
(8)	医療費通知書およびジェネリック医薬費に関するお知らせ（はがき）の作成	随	時
(9)	保険者事務処理支援業務	随	時

3 介護保険事業の円滑な運営

(1)	介護給付費等審査支払業務	毎	月
(2)	介護給付費等審査委員会の開催	毎	月
(3)	会議の開催		
	ア 介護保険事務処理委員会	3	回
	イ 各種打合せ会議	随	時
(4)	介護サービスの苦情処理等		
	ア 介護サービス苦情処理委員会の開催	毎	週
	イ 介護サービスの苦情相談等の適切かつ迅速な処理	随	時
(5)	保険者事務共同処理事業	毎	月

(6)	保険者支援業務	随 時
(7)	保険料等の特別徴収に係る経由業務（国保・介護保険・後期高齢者医療）	毎 月
(8)	要介護認定等情報経由業務（介護保険）	毎 月
4 障害者総合支援に係る事業の円滑な運営		
(1)	障害介護給付費等に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(2)	障害児給付費に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(3)	地域生活支援事業に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(4)	県・市町村単独事業に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(5)	障害介護給付費等・障害児給付費に係るサービスの過誤精算業務	毎 月
(6)	各種打合せ会議等	
	ア 障害福祉主管課長会議	随 時
	イ かながわ自立支援給付費等支払システム委員会	随 時
	ウ 制度改正及びシステム機能改善に関する説明会	随 時
5 神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事務に対する支援		
(1)	後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定的な運用	随 時
(2)	給付関連入力処理等業務及び医療費適正化関係業務	毎 月
6 保険者等が行う保健事業に対する支援等		
(1)	保健事業推進協議会	1 回
(2)	「保険者等を支援する各種保健事業」担当者会議の開催	1 回
(3)	神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」による保険者支援事業等	
	ア 特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業	随 時
	イ 保健指導の充実支援事業	随 時
	ウ 予防・健康づくり支援事業	随 時
	エ 健康まつり事業等支援事業	随 時

(4)	データ分析等支援事業	
	ア データの提供・分析作業支援	随 時
	イ データ分析、データ活用研修会等にかかる講師（連合会職員等）の派遣	随 時
	ウ その他データ提供（連合会独自作成データ提供）	随 時
(5)	特定健診等データ管理システムの円滑な運用	毎 月
(6)	健康測定機器等の貸出	随 時
(7)	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業（保健事業支援・評価委員会の運営）	随 時
(8)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援	随 時
(9)	国保データベース（KDB）システムの円滑な運用	毎 月

7 国保・介護保険・後期高齢者医療を支える各種事業

(1)	国保振興・調査研究	
	ア 国保制度改善に関する運動及び陳情	1 回
	イ 国保診療施設運営連絡協議会の開催	1 回
(2)	広報事業等	
	ア 広報委員会の開催	3 回
	イ 機関誌「神奈川のこくほ・かいご」の発刊	4 回
	ウ 国保情報紙の配布	
	・「国保新聞」	月 3回
	・週刊「国保情報」	毎 週
	エ 国保・介護事業PR及び印刷物の作成・配布	
	・マスメディアを活用したCM	随 時
	・健康まつり等支援ポケットティッシュ	1 回
	・特定健診受診率向上PR ウエットティッシュ	1 回
	・健康づくりパンフレット（既製品の配布）	1 回
	・保険料（税）収納率向上PRポスター	1 回
	・特定健診受診率向上PRポスター	1 回

・介護保険制度PRリーフレット	1 回
オ 参考図書の斡旋等	随 時
(3) 国民健康保険料(税)徴収アドバイザー派遣事業(神奈川県と共同実施)	随 時
(4) 常勤医師等による保険者2次点検に係る巡回相談業務	随 時
(5) 療養費代理受領による保険者間調整に係る保険者巡回相談業務	随 時
(6) 第三者行為求償事務に係る保険者巡回相談業務	随 時
(7) 介護給付適正化業務に係る保険者巡回相談業務	随 時
(8) 各種研修	
ア 職員の研修	
・職員の資質向上に向けた研修	随 時
・審査担当職員の事務共助知識力向上のための研修	随 時
・情報セキュリティ対策(I SMS)の教育・訓練に関する研修	1 回
・個人情報保護に関する研修	1 回
・特定個人情報に関する研修	1 回
イ 診療報酬審査委員の研修	随 時
ウ 保険者事務職員の研修	
・診療報酬改定説明会	1 回
・保険者レセプト点検担当者研修会	1 回
・第三者行為求償事務研修会	2 回
・保険料(税)収納率向上対策支援研修(神奈川県と共同実施)	3 回
・国保データベース(KDB)システムの操作等研修会・活用研修会	随 時
・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業に関する説明会・研修会	随 時
・糖尿病性腎症重症化予防セミナー	1 回
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会	1 回
・国保総合システムに係る実務担当者説明会	2 回
・国保総合システム(保険者サービス系)に係る保険者別研修	随 時
・国保情報集約システムに係る市町村別研修	随 時

・国保情報集約システムに係る実務担当者説明会	1 回
・各種システム変更に伴う研修会	随 時
エ 介護保険者事務職員の研修	
・保険者事務担当者（初任者）研修会	1 回
・介護サービス苦情処理に関する担当者研修会	1 回
オ 介護事業者の研修	
・新規事業者請求事務・介護サービス苦情相談業務に関する研修会	14 回
カ 市町村保健師・在宅保健師の研修	
・市町村保健師研修会	1 回
・在宅保健師研修会	2 回
・市町村等保健師専門研修（保健指導スキルアップセミナー）への参加	1 回
キ 国保運営協議会会長等の研修	1 回
ク 診療施設部会の研修	1 回
(9) 情報セキュリティ対策（I SMS）の推進と特定個人情報の適切な運用	
ア 情報セキュリティ管理体制等における諸会議	随 時
イ マネジメントレビューの実施	1 回
ウ 事業継続計画の見直し・検証	随 時
エ 内部監査の実施	1 回
オ 外部審査（サーベイランス審査）の実施（受審）	1 回
カ マイナンバー制度の適切な運用	随 時
8 各種会議の開催	
(1) 総会	
ア 臨時総会	随 時
イ 通常総会	2 回
(2) 理事会	3 回

(3)	運営協議会	3	回
(4)	部会		
	ア 都市部会	2	回
	イ 町村部会	2	回
	ウ 組合部会	2	回
	エ 診療施設部会	2	回
	オ 介護保険部会	1	回
9 業務の見直しの推進及び公正な執行の確保			
(1)	業務の見直し・効率化の推進		
	ア 適正な業務体制及び業務の見直し・効率化の推進	随	時
	イ 経費節減の推進	随	時
	ウ 接遇向上の取り組み	随	時
	エ 財務諸表の分析	随	時
(2)	公正な執行の確保		
	ア 例月検査の実施	毎	月
	イ 定例検査の実施	2	回
	ウ 決算審査等の実施	3	回
10 各種会議等への参加			
(1)	神奈川県都市国民健康保険連絡協議会	随	時
(2)	湘南地区都市国民健康保険事業連絡協議会総会	1	回
(3)	県央都市国保連絡協議会総会	1	回
(4)	神奈川県関係		
	ア 国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議	2	回
	イ 国民健康保険協議会	随	時
	ウ 国民健康保険協議会専門部会	随	時

エ	後期高齢者医療制度協議会	随 時
(5)	厚生労働省および国民健康保険中央会関係	
ア	国保制度改善強化全国大会	1 回
イ	全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会	4 回
ウ	全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議	1 回
エ	社会保険指導者講習会	1 回
オ	全国国保運営協議会会長等連絡協議会	1 回
カ	全国国保地域医療学会	1 回
キ	全国国保連合会総合調整会議	随 時
ク	国民健康保険中央会システム委員会	随 時
ケ	国民健康保険中央会審査支払業務検討委員会	随 時
コ	その他各種会議及び研修会	随 時
(6)	関東甲信静地区国保振興協議会関係	
ア	国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会	随 時
イ	国保診療施設協議会	1 回
ウ	調査研究部会	随 時
エ	その他各種会議及び研修会	随 時
(7)	後期高齢者医療制度関係	
ア	神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会幹事会	3 回
イ	その他各種会議及び研修会	随 時